

◇平成25年度 横浜市磯子区社会福祉協議会 事業計画

◆ 基本指針

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉推進のための団体として、「誰もが住み慣れた地域で幸せに暮らせるまちづくり」を目指し、身近な福祉課題に地域の方々とともに取り組んで参ります。

少子高齢化の進行、経済・雇用情勢の低迷、地域社会の変容などを背景に、社会的孤立や生活困窮などの生活課題が多様化・深刻化しており、きめ細やかな相談・支援体制の確立、ニーズ発見の仕組みづくり、地域住民による福祉活動と関係機関とのネットワークの確立などが、今日の社会福祉協議会の役割として求められています。

そうしたなか、本年度はこれまでの事業のより一層の充実に努めるとともに、特に「第2期磯子区地域福祉保健計画の推進」「地区社協活動・運営の支援」「要援護者へのきめ細やかな支援」「広報・情報発信の充実」「組織運営の強化」に重点を置き、事業展開を図ります。

また、新たに地域ケアプラザとの連携をより強化し、地域の福祉活動支援を進めていきます。

◆ 重点事業

I 第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子II」の推進

→事業計画体系図 1-(1)

本年度は第2期磯子区地域福祉活動計画「スイッチON磯子II」(2011年4月～2016年3月)の中間年となる3年目にあたります。「地域の支えあいの推進」「災害に備えた要援護者等への地域でのサポート体制づくりの推進」等のテーマに向け、地区別計画の推進組織をはじめ区役所・地域ケアプラザとともに計画を推進していきます。

II 地区社協活動・運営の支援

→事業計画体系図 1-(2)、(3)

助成金配分や地区社協分科会、研修会の開催等を通じ、地区社協活動の活性化を図るとともに地域ケアプラザと連携・協働した地域支援を強化します。

III 要援護者へのきめ細やかな支援

→事業計画体系図 3

権利擁護事業や送迎サービス等の事業を充実し、要援護者へのきめ細やかな支援を図ります。また、磯子区で新たに始まった障害者後見的支援事業について、社協のネットワークを活かし広く周知を図るなど、事業の円滑な展開に向け支援します。

IV 広報・情報発信の充実

→事業計画体系図 4

本会及び各地区社協事業のPR、福祉啓発を目的として、ホームページ等を媒体としたタイムリーな情報を発信します。広報紙「福祉いそご」について、自治会・町内会への配布手数料を新たに負担するとともに、紙面を改訂し、読者の声をより反映した紙面づくりを行います。

V 組織運営の強化

→事業計画体系図 5-(3)

法令順守、適切な事業執行など、透明性・公平性を重視した、区民の皆さまから信頼される組織運営を行います。

事業計画体系図

誰もが幸せに暮らせる
まちをめざして

1 地域との連携・活動支援

- (1) 第2期磯子区地域福祉保健計画の推進
- (2) 地区社協活動・運営の支援
- (3) 身近な地域での支えあい活動の推進

2 ボランティア・市民活動の推進

- (1) ボランティアセンターの運営
- (2) ボランティア・市民活動の支援
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 善意銀行の運営
- (5) 災害ボランティアの支援
- (6) いそごふれあい助成金事業の実施
- (7) 区福祉保健活動拠点(こすもす広場)の運営

3 福祉ニーズをもつ区民への支援

- (1) 権利擁護事業の実施
- (2) 送迎(外出支援)サービスの実施
- (3) 生活福祉資金の貸付
- (4) 次世代育成、子育て支援
- (5) 障がい児・者への支援
- (6) 高齢者への支援
- (7) その他

4 広報啓発

- (1) 広報紙「福祉いそご」の発行
- (2) ホームページの充実
- (3) 「みんな集まれ!ふくしの広場」の開催

5 法人運営

- (1) 理事会、評議員会、各種部会、分科会等の開催
- (2) 会員の拡充
- (3) 事務局の運営

6 団体事務

- (1) 日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部磯子区地区委員会
- (2) 磯子区赤十字奉仕団
- (3) 神奈川県共同募金会磯子区支会
- (4) 磯子区更生保護協会
- (5) 磯子保護司会
- (6) 磯子区更生保護女性会
- (7) 磯子区遺族会

◇平成25年度 横浜市磯子区社会福祉協議会 事業計画

1 地域との連携・活動支援	単位：千円 (主な財源)
<p>第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子Ⅱ」を推進するとともに、地区社協活動はじめ地域の主体的な福祉活動・支えあい活動を支援します。</p>	
<p>(1) 第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子Ⅱ」の推進</p> <p>「身近な地域で、さりげなく気配りや見守りが行われているまち」を目指し、区役所や地域ケアプラザ等と連携しながら推進していきます。</p> <p>①区役所・地域ケアプラザ・区社協の個別・地域支援を行う職員を対象に「地域福祉保健計画区役所域研修」を実施し、支援者間での連携のあり方等について検討します。(年1回)</p> <p>②広報紙、ホームページ、啓発イベント等を通じ、計画推進のPR活動を行います。</p> <p>③地区担当職員が中心となり、地区別計画の推進組織を支援します。</p>	<p><今年度> 68 (市社協補助金)</p> <p><前年度> 80 (市社協補助金)</p>
<p>(2) 地区社協活動・運営の支援</p> <p>地区社協活動・運営への支援充実を図ります。</p> <p>①地区アセスメントシート及び地区支援記録を作成するとともに、それらを活用しながら区社協の地区別支援計画を検討・策定していきます。</p> <p>②活動費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動運営費(1地区50,000円) ○区社協第4種(自治会・町内会)会員会費還元金(会費の50%) ○年末たすけあい募金配分金(前年度募金実績の5%を配分) ○共同募金配分事業「いそご地区社協事業助成金」 <p>③地区社会福祉協議会分科会の開催(年4回)</p> <p>④地区社協全体研修会の実施(11月)</p> <p>⑤地区社協活動の積極的なPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区社協広報紙「福祉いそご」、ホームページへの掲載 	<p><今年度> 6,741 (市社協補助金) (正会費) (共同募金配分金) (参加費)</p> <p><前年度> 6,694 (市社協補助金) (正会費) (共同募金配分金) (参加費)</p>
<p>(3) 身近な地域での支えあい活動の推進</p> <p>①身近な地域福祉活動・支えあい活動の推進</p> <p>身近な地域における主体的な福祉活動や支えあい活動を推進・支援します。</p> <p>②地域活動団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区ふれあい型配食サービス活動団体連絡会の開催(年3回) ○区ボランティアグループ連絡協議会への参加(年12回) ○区市民参加型福祉団体連絡会への参加(年4回) <p>③地域ケアプラザとの連携を強化した地域福祉活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域交流コーディネーター連絡会の開催(年6回)、所長会への参画 ○地域ケアプラザとの連携強化をより図るとともに、モデル地区を定め身近な地域における住民主体の地域づくりを地域ケアプラザとともに支援します。【新規】 	<p><今年度> 25 (正会費)</p> <p><前年度> 25 (正会費)</p>

2 ボランティア・市民活動の推進	単位：千円 (主な財源)
<p>磯子区ボランティアセンターの運営充実を図るとともに、ボランティア情報の収集・発信や講座の開催等を通じて、新たな担い手の発掘・養成を進め、ボランティア・市民活動を促進します。</p>	
<p>(1) ボランティアセンターの運営</p> <p>①ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回） 区社協が実施するボランティア活動推進事業に関わる計画策定、課題解決に向けた検討などを行うとともに、区民ニーズに即したボランティアセンターの適正な運営について協議します。</p> <p>②ボランティア活動の調整 ○ボランティア・市民活動に関する相談調整、コーディネートを推進します。 ○ボランティア情報を収集・整理し「ボランティアニード情報」を発行します。（4月、7月、10月、1月、臨時号として随時）</p> <p>③相談窓口の充実 ○個人、団体、施設、学校、企業などからのボランティア活動全般に関わる相談の一つひとつ丁寧な対応を図っていきます。</p>	<p><今年度> 228 (市社協補助金) (区受託金) 等</p> <p><前年度> 287 (市社協補助金) (区受託金) 等</p>
<p>(2) ボランティア・市民活動の支援</p> <p>①ボランティア活動の支援 ○個人・団体のボランティア活動を促進します。 ○区ボランティアグループ連絡協議会の定例会に参画し、連携強化と活動への支援を図ります。 ○区民活動支援センターと協働し、新たなボランティア発掘・養成を図ります。</p> <p>②ボランティア活動保険の加入を促進します。</p> <p>③福祉用具の貸出（車イス、福祉体験用具等）</p> <p>④ボランティア講座の開催 ○ボランティア体験講座「できることから☆ボランティア」、精神保健福祉ボランティア入門講座、学齢障がい児支援ボランティア講座等 ○アンケートや相談を通じ、ニーズに即した各種講座を開催すると共に、ボランティアの養成、拡大、スキルアップを図ります。</p>	<p><今年度> 377 (区受託金) (正会費)</p> <p><前年度> 313 (区受託金) (正会費)</p>
<p>(3) 福祉教育の推進</p> <p>①地域向け発達障がい理解の啓発【新規】 ○発達障がいについて、地域への理解促進のため、NPO法人夢・コミュニティ・ネットワークとの協働事務局として結成した「いそごキャラバン隊（仮称）」による出前講座を通じた啓発活動を推進します。 ○「いそごキャラバン」メンバーの充実、ボランティア活動者へのスキルアップにつながるような「サポーター養成講座」を実施します。</p> <p>②企業等の地域貢献活動の支援 ○区社協が企業等と地域をつなぐ窓口・支援機関であることを企業や地域団体等にPRします。 ○企業等に、地域貢献活動のひとつとして区社協事業への参加を積極的に働きかけます。 ○企業等の地域貢献活動を、ホームページ等で広く周知し、より一層の活動の広がりを図ります。</p> <p>③福祉学習の推進 区内の学校・地域・企業等からの相談に基づき、福祉教育プログラムの実施や情報提供などを行います。</p>	<p><今年度> 1,217 (市社協補助金) (参加費) (利用料) (共同募金配分金)</p> <p><前年度> 808 (市社協補助金) (参加費) (利用料) (共同募金配分金)</p>

<p>④中高生へのボランティア体験の場の提供 区内の福祉施設・団体の協力を得ながら、夏休み中高生福祉体験学習会「サマボラ2013」を実施します（7～8月）。</p> <p>⑤福祉教育関連講座の実施 先生のための福祉講座（市社協・18区社協・市教育委員会共催）を実施します。</p> <p>⑥福祉学習機材の貸出 福祉教育資材として、アイマスク、車いす、高齢者疑似体験セット等の貸し出しを行います。</p> <p>⑦「みんな集まれ！ふくしの広場」の開催（別掲）</p>	
<p>（４）善意銀行の運営</p> <p>善意銀行寄付金品の受け入れと配分を行います。</p> <p>①地域の皆さまから寄せられた寄付金品を、地域福祉推進のため区内の地域福祉活動団体や障がい当事者団体等へ適切に配分します。</p> <p>②「みんな集まれ！ふくしの広場」にて寄託者の表彰式典を行い、感謝の意を表すとともに、善意銀行の機能や働きを広くPRします。</p>	<p><今年度> 1,500 (寄付金) (利息配当金)</p> <p><前年度> 1,500 (寄付金) (利息配当金)</p>
<p>（５）災害ボランティアの支援</p> <p>災害時のボランティアセンターの円滑な立ち上げ及び運営につなげるため、磯子区災害ボランティアネットワークの活動支援を行います。また、発災時に備え、磯子区災害ボランティアネットワーク、区役所、区社協三者の更なる連携強化を図ります。</p> <p>○総会（年1回）、定例会（年12回）、三者会合（年1回）の実施</p> <p>○災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施（年2回）</p> <p>○災害ボランティアに関する研修の開催（年1回）</p>	<p><今年度> 83 (市社協補助金) (正会費)</p> <p><前年度> 83 (市社協補助金) (正会費)</p>
<p>（６）いそごふれあい助成金事業の実施</p> <p>区内の地域福祉や障がい福祉を推進する団体の活動を支援するため、「市社協補助金」「共同募金配分金」「善意銀行寄託金」を財源とした助成事業を実施します。よりわかりやすく公平かつ透明性の高い助成金とするため、ホームページ等を活用し助成状況を広く公開します。</p> <p>○申込み受付（4月）</p> <p>○運営配分委員会による審議（6月）</p> <p>○助成決定団体への助成（7月）</p> <p>○次年度申込み説明会の開催（3月）</p>	<p><今年度> 9,047 (市社協補助金) (共同募金配分金) (善意銀行)</p> <p><前年度> 8,028 (市社協補助金) (共同募金配分金) (善意銀行)</p>
<p>（７）区福祉保健活動拠点（こすもす広場）の運営</p> <p>ボランティアや市民活動団体に対して福祉保健活動の場を提供し、利用調整会議の開催等を通じて、利用者の声を反映した運営を行います。</p> <p>①登録団体利用調整会議の実施（年1回）</p> <p>②ボランティアセンターの運営（再掲）</p> <p>③指定管理契約に基づき、第三者実施機関による点検評価を受け、適正な施設運営を図ります。</p>	<p><今年度> 15,554 (区受託金) (利用料)</p> <p><前年度> 15,564 (区受託金) (利用料)</p>

3 福祉ニーズをもつ区民への支援	単位：千円 (主な財源)
福祉ニーズをもつ区民へ各種事業によるきめ細やかな支援を行うとともに、関係団体とのネットワークを活かした福祉ニーズへの支援体制の構築を図ります。	
<p>(1) 権利擁護事業の実施</p> <p>①あんしんセンターの運営 高齢者や障がい者の生活や金銭管理などに関する相談に応じ、社会的支援が必要な人に対し、契約に基づく、定期訪問・福祉サービス利用援助・金銭管理などを行い、日常生活での自立を支援します。 ○権利擁護に関する相談 ○福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービスの実施 ○預金通帳など財産関係書類等預かりサービスの実施 ○適切なサービスのためのケース会議の開催 ○高齢者大学や各団体定例会等での事業説明会の実施</p> <p>②成年後見サポートネット会議への参画 情報収集ならびに提供・研修・意見交換等を通じて関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の構築を図ります。</p> <p>③市民後見制度の推進 市民後見人の養成が市社協で昨年度スタートしたことを受け、区社協においても成年後見制度を広く周知し、区民理解の促進を図ります。</p>	<p><今年度> 423 (市社協受託金) (利用料) 等</p> <p><前年度> 399 (市社協受託金) (利用料) 等</p>
<p>(2) 送迎(外出支援)サービス事業の実施</p> <p>道路運送法に基づき、適正な「送迎サービス事業」を実施します。 ○公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がい児・者等を対象に、道路運送法を遵守し、ボランティアの協力による送迎サービス事業を行います。(送迎車両4台による運行) ○昨今のガソリン代高騰等に伴い、利用料金を改定します。(4月) 【新規】</p>	<p><今年度> 7,187 (市社協受託金) 等</p> <p><前年度> 6,268 (市社協受託金) 等</p>
<p>(3) 生活福祉資金の貸付</p> <p>①低所得者世帯や高齢者・障がい者世帯からの相談に応じ、資金の貸付、活用できる制度やサービスの情報提供により、世帯の自立を促します。 ②償還延滞者ケースの実態把握に努め償還指導を行います。</p>	<p><今年度> 3,685 (県社協受託金)</p> <p><前年度> 3,650 (県社協受託金)</p>
<p>(4) 次世代育成、子育て支援</p> <p>①地域における子育て支援団体との連携 子育て支援連絡会へ参画するとともに、各地域における子育て事業を支援します。</p> <p>②交通遺児援護事業 交通遺児を対象に民生委員の協力を得て、激励金・見舞金を通じた援護を行います。</p> <p>③「みんな集まれ!ふくしの広場」の開催(別掲)</p>	<p><今年度> 958 (市社協補助金) (共同募金配分金) 等</p> <p><前年度> 695 (市社協補助金) (共同募金配分金)</p>

<p>(5) 障がい児・者への支援</p> <p>①学齢障害児余暇支援事業の実施 障がい児の社会参加と家族のレスパイトを目的として実施します。 ○ボランティアの養成講座や交流会の開催 ○南区社協と共催し、特別支援学校や養護学校等関係機関との連携による夏休み余暇支援事業の実施（8月上旬） ※対象：重度心身障害児及び肢体不自由児 ○知的障がい児余暇支援活動「ド・レ・ミ！」の実施（年2回） ※区内地域ケアプラザと障害者地域活動ホームとの共催 ○学齢障害余暇支援連絡会の主催で、余暇支援事業の実施（8月上旬） ※対象：重度心身障害児及び肢体不自由児、知的障害児 ○区内の関係機関が実施する知的障害児、発達障害児を対象とした余暇支援事業への協力</p> <p>②障害者地域作業所等設置支援資金貸付事業（つなぎ資金）の実施 ○区内のNPO法人等の「障害者地域作業所」や「障害者グループホーム」の設立に際し、横浜市及び市社協障害者支援センターからの設立資金交付までの間、必要な資金について貸付（無利子）を行います。</p> <p>③地域向け発達障がい理解の啓発【新規】（再掲）</p> <p>④障害者後見的支援事業への支援【新規】 磯子区で新たに始まった障害者後見的支援事業について、社協のネットワークを活用した周知を広く図るとともに磯子区障害者後見的支援室「コネクト・ハート」や「あんしんマネジャー」と連携しながら事業の円滑な推進を支援します。</p> <p>⑤会議、連絡会等 ○学齢障害児余暇支援事業連絡会の開催（年4回程度） ○自立支援協議会（年6回）、発達障害児・者地域支援ネットワーク連絡会（年12回）等への参画</p> <p>⑥「磯子地区ふれあい運動会」の共催（5月12日）</p> <p>⑦障がい児・者の理解啓発促進 ○障がい児・者が地域で安心して暮らすことができるよう関係機関との連携を図る「セーフティネットプロジェクト横浜」を推進します。 ○障害者週間（12月3日～9日）に合わせて啓発リーフレット等を配布し障害福祉への理解促進を広く図ります。</p>	<p><今年度> 10,332 (参加費) (福祉基金) (共同募金配分金)</p> <p><前年度> 10,236 (市社協補助金) (参加費) (福祉基金) (共同募金配分金)</p>
<p>(6) 高齢者への支援</p> <p>①高齢施設訪問 敬老の日に合わせて、区役所とともに区内高齢福祉施設への敬老訪問を行います。（9月）</p> <p>②年末たすけあい募金の要援護高齢者への配分 年末たすけあい運動の一環として、民生委員児童委員の協力のもと、区内の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者への配分を行います。（12月）</p>	<p><今年度> 2,962 (共同募金配分金)</p> <p><前年度> 2,727 (共同募金配分金)</p>
<p>(7) その他</p> <p>①たすけあい福祉資金の支給 火災や風水害等対象被災者へ見舞金を支給します。</p> <p>②行旅病人への支援 困窮している行旅人等に対し援護費を支給します。</p>	<p><今年度> 145 (共同募金配分金)</p> <p><前年度> 145 (共同募金配分金)</p>

4 広報啓発	単位：千円 (主な財源)
社会福祉への理解と活動への参加を促進するため、広報誌・ホームページ等を活用した広報啓発活動を行います。また、社協活動を広く周知し、福祉のネットワークづくりを推進します。	
(1) 広報紙「福祉いそご」の発行 ○年2回発行(10月、3月)、全戸配布します。 ○身近な福祉情報や各地区社協の活動情報等を紹介・PRします。 ○全戸配布に伴う各自治会・町内会への配布手数料を新たに負担しません。【新規】 ○区社協会員各分野からの編集委員による広報紙編集委員会を開催し、幅広い意見を反映した魅力ある紙面編集を行います。今年度は読者の皆さまからのご意見も更に多くお寄せいただけるよう紙面改訂を行います。【新規】	<今年度> 2,067 (市社協補助金) (共同募金配分金) <前年度> 1,714 (市社協補助金) (共同募金配分金)
(2) ホームページの充実 (URL http://www.isoshakyo.com/) ①地域の活動や福祉に関する情報をタイムリーに掲載していきます。 ②個人情報保護方針やアクセス・閲覧のしやすさに配慮したホームページ運営を行います。 ③地区社協のページを充実させ、地域の独自性を活かした地区社協活動について広く紹介します。	<今年度> 422 (市社協補助金) (区受託金収入) (共同募金配分金) <前年度> 461 (市社協補助金) (区受託金収入) (共同募金配分金)
(3) 「みんな集まれ!ふくしの広場」の開催 次世代育成をテーマに楽しみながら福祉の意識を啓発する場として、学校等の関係機関と連携し、実施します。 ○日時：平成25年10月27日(日) 会場：磯子センター ・区社協会員であるボランティア、当事者、地区社協、民生委員、障害者地域作業所等が担い手となり運営します。 ・第2期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子II」のPRを行います。 ・磯子センター、磯子地域ケアプラザと連携し、それぞれのイベントと同日開催します。 ・善意銀行への寄託者に対する表彰式典を行い、感謝の意を表すとともに、善意銀行の機能や働きを広くPRします。(再掲)	<今年度> 780 (共同募金配分金) (参加費) (善意銀行) <前年度> 535 (共同募金配分金) (参加費)
5 法人運営	単位：千円 (主な財源)
地域の多様な関係機関・団体等が参加する公益性の高い社会福祉法人として、法令を遵守した適正な組織運営を行うとともに、質の高いサービスの提供、事業経営の透明性を高めて行きます。	
(1) 理事会、評議員会、各種部会、分科会等の開催 ①理事会・評議員会 地域の方々から信頼される組織運営を行います。 ○理事会(年6回程度)、評議員会(年5回程度)、監事会(年1回) ②各種部会・分科会 共通課題の解決や事業推進についての協議、また法人運営、事業実施に係わる事項を検討します。 ○部会(各2回程度) ・地域福祉関係団体部会 ・当事者団体部会 ・専門機関部会 ○分科会(各4回程度) ・地区社会福祉協議会分科会(再掲) ・ボランティア・市民活動	<今年度> 480 (正会費) (参加費) <前年度> 476 (正会費) (参加費)

<p>関係分科会等 ○委員会（各2回程度） ・企画委員会 ・広報紙編集委員会 ・区社協助成金等運営 ・配分委員会 ・ボランティアセンター運営委員会（再掲）</p>	
<p>(2) 会員の拡充 区社協の根幹となる会員組織を充実させ、経営基盤の強化を図ります。 ①会員未加入施設・ボランティア団体等へ会員加入を積極的に働きかけます。 ②企業・関係機関等へ賛助会員への協力を呼びかけます。 ③会員の区社協事業への参画を図り、協働して福祉を推進します。</p>	<p><今年度> 10 (賛助会費) <前年度> 10 (賛助会費)</p>
<p>(3) 事務局の運営</p> <p>①ご意見箱の設置や、一定期間の窓口満足度調査実施によるお客様のご意見を尊重したサービスの改善・向上に努めます。 ②「横浜市個人情報保護に関する条例」並びに「社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会が保有する個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護に努めます。また、定期的な自己点検を行うほかに、日常の取り組みとして、各業務にて取り扱う個人情報の確認を行うとともに、ファイルや電子データについても個人情報に配慮した適切な保存を行います。 ③「磯子区社会福祉協議会苦情解決規則」に基づき、利用者等の権利を擁護するとともに区社協が実施する事業の質の向上運営の信頼性を高めるため、苦情の適切な解決を図ります。苦情受付の仕組みについて窓口に掲示するとともに、ホームページにもご意見メールを設置し、苦情や意見を出しやすい環境を作ります。 ④「社会福祉法」及び「社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会が保有する情報の公開に関する規程」に則り、適切な情報公開を行います。 ⑤地域福祉の推進を担う社協職員として、市社協人材育成計画に基づく資質向上を図ります。</p>	
<p>6 団体事務</p>	
<p>地域で活動する福祉団体の事務局を担い、区域における各種民間社会福祉活動を推進します。</p>	
<p>日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部磯子区地区委員会 磯子区赤十字奉仕団 神奈川県共同募金会磯子区支会 磯子区更生保護協会 磯子保護司会 磯子区更生保護女性会 磯子区遺族会</p>	

平成25年度 福祉保健活動拠点事業計画書

1 施設名

磯子区福祉保健活動拠点

2 事業計画

(1) 施設の適正な管理・運営について

ア 施設の維持管理について

福祉保健活動拠点を安心して利用でき、福祉保健活動団体の財産となるよう心がけ、設備の故障等により不便をかけることのないよう維持管理を行います。

<開館時間>

9：00～21：00（年末年始12月29日から1月3日を除く）開館します。
（日曜・祝日・第4月曜日は9：00～17：00）

<建物・設備の保守点検、小規模修繕>

日々の職員による日常点検と、年間を通じて委託業者により専門的な定期点検を実施し、施設や設備の不具合がないよう努めます。

空調設備保守点検	年4回（ポンプ保守点検、空調機フィルター清掃を含む）
電気設備保守点検	年6回
昇降機保守点検	年24回
自動ドア保守点検	年4回
消防設備保守点検	年2回
害虫駆除保守点検	年6回
空気環境測定	年6回

<清掃業務の内容>

総合管理の一環として、日常及び定期清掃を専門業者に委託し、施設内の美化に努めます。

日常清掃	毎日2回
定期清掃	月1回
ジュータン清掃	年2回
窓ガラス清掃	年2回
照明器具清掃	年1回

清掃箇所：多目的研修室、団体交流室、点字製作室、録音室、対面朗読室・編集室、湯沸室、トイレ、廊下、エレベーターホール、階段

<警備業務について>

総合管理の一環として機械警備を導入し、施設内の安全確保に努めます。

平日・土曜・第4月曜日	21：15～翌日8：30
日曜・祝日	17：15～翌日8：30

イ 苦情受付体制について

<苦情受付体制・方法>

平成24年度の苦情件数は0件でした。引き続き、「磯子区社会福祉協議会苦情解決規則」並びに「苦情相談対応マニュアル」に沿った苦情受付の体制を整備するとともに、苦情が発生した場合には、受付担当者－苦情解決責任者－横浜市社協における苦情解決調整委員という流れにより苦情解決にあたります。

（苦情解決調整委員は、法律・福祉・人権の各分野の方に依頼し、上記仕組みの中で対応できなかった場合の対応や苦情解決にかかわる助言をいただき、円滑な解決、サービスの改善に努めているものです。）

<苦情解決の仕組みに対する市民への周知方法>

施設内に上記の仕組みについての掲示を行うとともに、館内とホームページ上にご意見箱を設置し、苦情等のご意見を出しやすい環境作りに努めます。

横浜市社協における苦情解決システムのほか、横浜市福祉調整委員会、運営適正化委員会等の苦情申し出窓口があることを情報提供します。

ウ 緊急時（災害・事件・事故等）の体制及び対応について

<連絡体制、マニュアルの整備状況>

施設内、市社協ならびに区との連絡体制や「リスク管理・拠点管理運営マニュアル」・「危機対応マニュアル」の職員の配置、連絡網等を修正し、平成25年度版に整え災害時に備えます。

<職員の役割分担>

「リスク管理・拠点管理運営マニュアル」・「危機対応マニュアル」に沿い、職員の役割を明確にし、緊急時に備えます。

<事故防止への取組>

「リスク管理・拠点管理運営マニュアル」・「危機対応マニュアル」の改定行い、事故発生時のシミュレーションを行います。

<避難訓練への取組>

磯子センターと合同で年2回以上の消防避難訓練を行います。なお、平成25年度も引き続き津波発生時を想定した訓練を予定しています。

エ 個人情報保護の体制及び取組について

<マニュアルの整備状況>

「横浜市個人情報の保護に関する条例」並びに「社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会が保有する個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護に努めます。また、個人情報保護方針をホームページ上に掲載するとともに施設内に掲示します。

<職員への周知>

個人情報保護に関する研修を受講し、意識啓発並びに体制整備を行い個人情報の保護に努めます。

<日常の取り組み>

平成24年度の個人情報に関する事故は0件でした。改めて、各業務にて取り扱う個人情報の確認を行うとともに、ファイルや電子データ、保存媒体についても個人情報に配慮した適切な保存を行います。

オ 環境への配慮及び取組について

ヨコハマ3R夢プランに基づき、ごみの少量化、再資源化に努めます。

<ゴミの発生抑制に関する取り組み>

職員間の情報共有はネットワーク上で行うなどペーパーレス化を図ります。利用者にはゴミの持ち帰りにご協力いただきます。

<再利用・再使用に関する取り組み>

コピー等に裏紙使用を徹底します。
分別ボックスを配置し、分別回収を行い再資源化につなげます。

<リサイクルに関する取り組み>

消耗品等(コピー用紙、コピー機トナーカートリッジ、トイレトペーパー等)は、リサイクル製品を利用します。

ペットボトルのキャップを再資源化する「エコキャップ推進協会」の活動に協力するため、利用団体に呼びかけペットボトルのキャップの回収に努めます。

インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参画し、使用済みインクカートリッジの回収に努めます。

<温室効果ガス排出抑制に関する取り組み>

空調の適切な温度設定や、多目的研修室、団体交流室、事務室の管球の間引きを継続するとともに、こまめな消灯に努めます。

カ その他

- ・ 磯子区福祉保健活動拠点自己評価を実施し、日常の拠点管理業務に生かします。
- ・ 第三者評価機関による点検評価を受け、適正な施設運営を図ります。

(2) 職員配置・育成について

ア 職員体制について

職員配置について、役割を考慮した適正な配置を行い、人件費の効率的な執行を行います。

常勤職員：1名(管理者と兼務)、非常勤職員：2名(日中：ボランティア・拠点管理業務7時間、夜間：拠点管理業務4時間)

イ 職員の研修計画について

日常業務において、OJTを実施し、外部(市社協主催等)の研修にも積極的に参加し、法人職員としての資質向上・専門性の向上に努めます。

常勤職員が救急法(AED等)の講習を受講し、緊急時に対応できるような体制づくりに努めます。

ウ 職員の情報共有の方法、連携等について

- ・毎朝、職員の行動予定、業務の進捗状況・課題について共有するためのミーティングを行います。
- ・月1回全職員での会議を行い、拠点管理業務を始めとした法人事業全体について情報共有し、課題の検討を行います。
- ・ボランティアセンター事業については、別に月1回全担当職員でのミーティングを行い、情報共有と事業の円滑な実施について検討します。
- ・日中担当職員と夜間担当職員との情報共有は、2ヶ月に1回のミーティングのほか日誌を活用し情報共有をします。
- ・職場内LANを活用し、職員全員で情報を共有します。

(3) 事業内容

ア 地域の現状(課題)及び、これに対する施設の基本的な取り組み

磯子区では、誰もが幸せに暮らせるまちをめざして、活動やサロンにかかる「場」づくり、担い手や次世代育成など「人のネットワーク」を意識的に作り出していくことが求められています。

- ・地域の福祉団体やボランティア団体等に、団体交流室、多目的研修室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室といった活動場所を提供し、地域の福祉保健活動を支援します。
- ・磯子区社協の広報紙「福祉いそご」に、地域福祉団体・施設の活動紹介や「福祉保健活動拠点」でのボランティアセンターの取組を掲載し、全戸配布や公共施設への配架を通じて広く区民に周知するなど、福祉活動推進の理解・啓発を行います。
- ・福祉保健の拠点として、人材や情報の登録、コーディネート、人材育成、ニード情報の発行、相談窓口の開設、ボランティア講座の開催などを通して、情報の総合的提供を行います。
- ・次世代の担い手育成や福祉啓発を目的とした磯子区社協主催の「みんな集まれ!ふくしの広場」で、拠点やボランティアセンターのパネルを掲示して広報をしました。(10月27日(日)開催予定)

イ 貸し館の利用目標及び利用促進策の工夫について

	目標（利用件数）	目標（利用率）
団体交流室	295	29%
多目的研修室	365	36%
点字製作室	225	22%
録音室	235	23%
対面朗読室	385	38%

<施設の利用促進の取組について>

- ・利用の手引きを窓口やパンフレットラックに配架し、ホームページにも拠点について掲載します。
- ・利用実績の集計を通して、比較的利用の少ない時間帯や曜日を把握し、利用調整会議などでご案内をし、利用を促します。
- ・拠点パンフレットを作成し、窓口やイベントなどで配布をします。

ウ メールボックス、ロッカーの貸出業務

メールボックス、ロッカーの貸し出しについては、利用登録団体の利用希望理由を伺ったうえで先着順に配置します。10月1日をもって使用期間の更新を行い、利用希望団体がロッカー・メールボックスの数を上回った場合は抽選により貸し出します。抽選の実施は9月とし、9月中を引き渡しのための整理期間とします。

エ 関係団体・機関等、ボランティア団体・当事者団体、地域団体との交流・連携について

- ・拠点利用団体に対して利用調整会議を開催し、サービス向上に向けての要望確認や、情報交換による団体間の交流を図ります。
- ・各団体や地域住民との交流、ボランティアの視野の拡大と資質向上を目的としたボランティア講座を開催します。
- ・ボランティア・市民活動関係分科会によるグラウンドゴルフを、ボランティアセンター登録者にご案内し、団体やボランティア間の交流を図ります。

オ ボランティアに関する情報の提供及びその活用について

- ・ ボランティアセンターの活動紹介、ボランティアグループの紹介、ボランティア講座情報等を掲載した社協・ボランティア情報紙「福祉いそご」に掲載します。(区内全戸配布のほか、学校・企業・施設等でも配布されます。)
年2回(10月、3月)発行 各71,000部
- ・ ボランティアセンターに寄せられたニード(ボランティア依頼内容)等をまとめた「ボランティアニード情報」を発行し、個人登録者、施設等へ送付します。
紙面には、会員であるボランティアグループの会員・ボランティア募集の記事を掲載します。
 - ・ 定期情報 年4回発行 各600部
 - ・ 臨時情報 年2～3回程度発行予定(回数と部数は必要に応じ発行予定)
- ・ ホームページを活用し、最新のボランティアニード情報・講座情報等の情報発信を行います。
(URL <http://www.isoshakyo.com>)
- ・ 4階及び5階の拠点入り口にパンフレットラックを設置し、最新のボランティア情報や地域のイベント情報の提供を行います。
- ・ 日清オイリオ春まつりに出展し、拠点やボランティアセンターのパネルの設置・ニード情報や講座などのちらしを配布し、拠点やボランティアセンターのPRを行います。
- ・ 区民活動支援センター、区役所、ケアプラザ、町内会や民生委員と連携して情報を共有します。

カ ボランティアの育成・支援

- ・ ニーズに対応した各種ボランティア講座を実施します。ボランティア活動を継続してもらうために、講座を通してボランティアセンターへの登録も促します。
 - ・ 地域デビュー講座(ボランティア体験)「できることから☆ボランティア2013」(6月3日(月)～7月8日(月)開催予定)
 - ・ 障害児支援ボランティア講座
 - ・ 精神保健福祉ボランティア入門講座

キ ボランティアに関する相談・紹介業務

- ・ ボランティアに関する相談
専任のボランティアコーディネーターを全開館日(年末年始12/29～1/3を除いた年359日 9:00～17:00)に配置し、「ボランティアを必要としている人の相談」「ボランティア活動をしたい人の相談」「その他ボランティアに関する相談」に応じ、また情報提供を行います。
- ・ ボランティア活動希望者の登録と、具体的なボランティア活動先を紹介します。
また、ボランティア活動保険について説明を行います

- ・福祉施設などでボランティアを探している方と、ボランティアセンター登録者(個人・団体)をコーディネートします。また、初回の活動にはコーディネーターが依頼先へ同行し、活動内容や条件を一緒に確認します。

(4) その他

次年度の事業計画については、事前に区役所と内容を協議し、策定します。

平成25年度 福祉保健活動拠点収支予算書

施設名：磯子区福祉保健活動拠点

(自)平成25年4月1日
(至)平成26年3月31日

		積算内訳	金額	
収入	指定管理料収入	平成25年度指定管理料	15,994,000	
	その他収入			
	利用料収入	印刷機・コピー機利用料	60,000	
	参加費収入	ボランティア講座等参加料	35,000	
収入合計(A)			16,089,000	
支出	人件費	常勤職員1名・非常勤職員6名人件費	10,533,000	
	事業費	ボランティアセンター運営事業費	535,000	
	管理費			
	日常管理・事務費	消耗品購入費、電話料金	1,235,000	
	光熱水費	ガス料金、電気料金	900,000	
	小破修繕費	備品・設備の小規模修繕費	158,000	
	委託業務費	建物管理・清掃・警備・設備点検・印刷機・コピー機保守等の委託	2,318,000	
	租税公課(消費税、印紙税等)		410,000	
	支出合計(B)			16,089,000
	収支 (A) - (B)			0

(単位:円)